



JCA ロゴマーク

## はじめに

協同組合間連携の促進に関する事業を行う組織として、一般社団法人日本協同組合連携機構が2018年4月1日に発足した。同じ事業を行う組織であった日本協同組合連絡協議会を改組・拡充したものである。

これを以て同連携の新段階と捉えて企画されたのが本号の特集である。本稿では、新段階における連携を促進するに際し、現行協同組合諸法に問題点があるのかについてささやかな考察をする。その上で、もし問題点があるとするときどのような法改正をすればよいのか、その方向性を示してみよう。

### 1 協同組合間の連携と協同

協同組合間の連携という場合、具体的に複数の協同組合がどのような関係にあることを意味するのであろうか。「連携」は法律用語ではなく、協同組合諸法によって定義がなされているわけではない。協同組合セクターでの使われ方をみてみよう。国際協同組合同盟 (ICA) が1995年「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」とともに採択した「同声明のバックグラウンド・ペーパー」という文書に登場する (以下、同声明・文書を、それぞれ「ICA声明」・「ICA文書」と略称することもある)。ICA声明に謳われている協同組合原則第6原則である協同組合間の協同について説明されている箇所、「協同組合が……相互に連携、合併、ジョイント・ベンチャー (合弁事業) に乗り出す場合」<sup>1)</sup>と記され、連携も協同組合間の協同のあり方の一つとして挙げられているのである。連携とは一般的には、例えば手許にあるデジタル大辞泉 (小学館) によると「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」である。典型的には、独立した複数の事業体 (ここでは協同組合) が独立性を維持したまま一緒にあって

活動することといってもよさそうである。もっとも ICA 文書では、連携が合弁事業と区別されているという点に照らすと、一般的な用語法より狭く、——合弁事業とは異なり——参加する各事業体とは別の事業体を設立しない場合を念頭に置いていると考えられる。合弁事業は典型的には、複数の事業体（ここでは協同組合）が共同で出資して別の事業体（民法上の組合のように法人格がない場合もある。）を設立し、同事業体を通じて共同して事業を行うことである。合併は、複数の事業体（ここでは協同組合）が一つに合同することを意味し、参加する各事業体の独立性はなくなる。

ICA 文書に登場する合弁事業も、参加する複数の協同組合がいずれも事業体としての独立性を維持しているため、一般的な用語法にしたがうと連携といってもよい。これに対して合併は、参加する複数の協同組合は独立性を喪失するので、同じ用語法にしたがうと連携に該当しないかもしれない。もっともこの用語法による連携の延長線上、言い換えると複数の協同組合が最も徹底して協同（共同）したところに位置するのが合併であるともいえるので、連携・合弁事業のみならず合併まで含めて一般的な用語法でいう連携といってもあながち不当ではない。してみれば ICA 文書に例示された三つの協同のあり方<sup>2)</sup>について、①連携を狭義の連携、②連携のみならずより高次の協同のあり方である合弁事業を含めて広義の連携、③連携・合弁事業にとどまらず、更に高次の（最も撤退した究極の）協同のあり方である合併を含めて最広義の連携と位置付けることができる。本号の特集のテーマは協同組合間の連携であるが、このように考えて本稿では狭義の連携のみならず、ICA 文書に例示された他の協同のあり方すなわち合弁事業・合併も取り上

げる。

## 2 協同組合間の協同 —縦軸・横軸・高さ軸

協同組合間の協同のあり方として、ICA 文書では連携・合弁事業・合併が例示されている。これを縦軸に据え、横軸として場所的広がりを考えてみよう。協同組合原則第 6 原則には「協同組合は、地域的、全国的、(国を越えた) 広域的、国際的な仕組み<sup>3)</sup>をつうじて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する」と謳われている。地域・全国・海外（広域+国際）の三つを横軸に据えることができる。更にもう一つ、協同に参加する協同組合の組合員の属性や協同組合が行う事業が同じか否か——分立協同組合法制の下では、協同に参加する協同組合の根拠法が同じか否か——を基準として、同種協同組合間・異種協同組合間の二つを高さ軸に据えることができる<sup>4)</sup>。

冒頭に掲げた新段階は、高さ軸が異種協同組合間（とりわけ縦軸に連携・合弁事業、横軸に地域）である協同の促進を念頭に置いている点で実質的に「新」しいといえる。同種協同組合間の協同は同機構がなくとも、同種協同組合で組織する系統組織によって以前から促進されているからである。例えば同じ都道府県内にある複数の農業協同組合が共同で出資して、食肉加工会社や電算処理会社を設立した例は数多く見られる（いわば横の合弁事業）。あるいは複数の同種協同組合が共同で出資して都道府県段階で第二次協同組合である連合会を設立し、更に同連合会が共同で出資して全国段階で第三次協同組合である連合会を設立することは協同組合諸法の予定するとこ

ろであるし（生協3条、水協2条、中協3条3号、農協3条ほか参照）、実際界でも発達している（いわば縦の合併事業）。これに対して異種協同組合間の協同は進展していないがゆえに、新段階で促進しようというのであろう。

### 3 現行協同組合法制 一主として狭義の連携を念頭に置いて

ではなぜ異種協同組合間の協同は進展してこなかったのか。例えば①組合員の属性が異なるため、同じく協同組合であるといってもかなり性格が異なる点（組織風土・文化も含めてもよからう）、②各協同組合の根拠法が制定された歴史的事情も異なるといった点にその理由を求めうる<sup>5)</sup>。

このような点とともに——上記①にいう性格の違いが生じる原因の一つ、あるいは上記②にいう歴史的事情が異なる結果ゆえの法的状況であるともいえるが——少なからぬ論者が理由として挙げるのが、わが国の協同組合法制が、組合員属性・組合事業別の個別協同組合法制（分立協同組合法制）である点である。論者の主張は、大略以下の通りまとめることができよう。異なる根拠法の下で種々の協同組合が活動する状況が協同組合の個別化に繋がった。各協同組合は組合員の利益を前面に押し出し、単一のステークホルダーによる協同組合にならざるをえず、ステークホルダーが異なる協同組合間では対立が生じる。例えば消費者を組合員とする消費生活協同組合では「できるだけ安く買いたい」、これに対して生産者を組合員とする農業協同組合では「できるだけ高く売りたい」という各協同組合の組合員のニーズに応えることが、協

同組合の目的である組合員助成（奉仕）の内容だからである（生協9条、農協7条1項）<sup>6)</sup>。あるいは異なる根拠法の下で、異なる行政庁によって規制・指導・監督される状況では、同じ協同組合としての連帯であるとか、協同組合としての共通性であるとか、異種協同組合との関わりをほとんど持たず、意識しない形で各協同組合は発展してきた<sup>7)</sup>。

確かに根拠法が同じであれば、言い換えるとより汎用的・一般的な協同組合法の下であらゆる協同組合が同法によって設立可能な状況であれば、異種協同組合間でもより深い関わりが生じ、これが協同組合間の協同へと繋がるかもしれない。あるいは政策当局もいわゆるタテ割り行政から脱し、協同組合をより活性化させるための全般的ないし統一的な協同組合政策を立案することが可能になり<sup>8)</sup>、異種協同組合間の協同の進展にも寄与する。しかし協同が進展していない理由を過度に分立協同組合法制に求めることにも無理があろう。そこで指摘されている障碍は、どちらかという法的障碍というより実際上の障碍と考えられるからである。

協同組合間の連携の一つである生活協同組合と農業協同組合との間の産地直送（産直）を例にとると、連携の核となる法律関係は両者間における農産物を目的物とした売買契約である（民555条）。その上で同関係を基礎にして、消費者による農業体験や生産者への消費者の声のフィードバックといった種々の関係が積み重なり、協同が深化していく。根拠法が異なることは、売買契約の締結を基礎とする協同をする上で大きな障碍にはならないのではなかろうか。というよりはむしろ——少なくとも上記売買契約の締結段階で——協同組合間の協同が成立・継続するの否かは、①市場

を通さずに直接取引をすることによって流通経費が削減され、削減分を両者の納得がいくように分配できるのか、②農産物の安心・安全が担保されているのか、といった点にかかっている。たとえ両者とも汎用的・一般的な協同組合法に基づいて設立されたとしても、上記 2 点が望めない状況では協同は成立しない。更には産地直送という「協同」は協同組合間に限ったことではない。消費生活協同組合からすると相手方(売主)は株式会社形態である農業法人であってもよく、農業協同組合にとっても相手方(買主)は消費生活協同組合ではなくとも生鮮食料品を小売りする株式会社であってもよい。実際にも消費生活協同組合あるいは株式会社が運営する店舗で、協同組合と非協同組合間の「協同」もごく普通に見られる。

そうすると異種協同組合間の協同が進展しない理由として、分立協同組合法制であることを過度に強調することはできないであろう。このように述べると協同組合間の協同の意義を、単に事業上の協同に矮小化しているという批判もなされうる。しかし事業上の協同を基礎としない協同のみで、協同組合原則第 6 原則にいう協同組合運動の強化を継続的に行えるのかは疑問である。

## 4 合併事業

実際界では協同組合について合併(事業)という用語は、ほとんど耳にすることはない。典型的には、複数の協同組合が共同で出資して出資協同組合とは別の事業体を設立し、同事業体を通じて共同して事業を行うことである(「I」)。設立される事業体が協同組合・協同組合連合会といった協同組合セクターに属する法形態のこともあれ

ば、株式会社をはじめとする営利セクターに属する法形態の場合もある。前者についてはとりわけ協同組合連合会に関する問題として多く論じられているので、本稿では後者の法形態を採用した場合に生じる問題点を指摘しておこう。

例えば二つの協同組合 AB がそれぞれの事業として購買店舗を設置して運営しているとす。規模の経済を追求するため、各協同組合が店舗事業を現物出資して一つの株式会社 K を設立して、同会社が既存の購買店舗を運営することを計画している。わかりやすい形で論点を浮き彫りにすべく単純化して述べると、次のように言い換えてもよい。複数ではなく一つの協同組合が 100% 出資して協同組合出資会社を設立し、①同会社が既存の協同組合事業を承継したり、あるいは②新規事業を始めたりすることを計画している、と。

ここで法的論点になりうる事項として二つ挙げることができる。第一に、出資できる事業の範囲である。各協同組合法では行える事業が列挙されており、制限列挙であると解されている。各協同組合は列挙された事業の中から自らが行う事業を選択し、定款に記載しなければならない(生協 26 条 1 項 1 号、水協 32 条 1 項 1 号、中協 33 条 1 項 1 号、農協 28 条 1 項 1 号条ほか)。①根拠法である各協同組合法に列挙されていない事業又は②定款に記載された事業以外の事業を当該協同組合が行った場合には、民法 34 条が適用され、これらの事業に係る行為は当該協同組合の権利能力(ないし行為能力)の範囲外の行為として無効であると解するのが判例・伝統的通説の立場である<sup>9)</sup>。

このような法的状況にあることに照らすと、協同組合本体で適法に行えない事業であっても協同組合出資会社であれば——当

該会社の定款に定めさえすれば——適法に行えと解するのには無理がある。①' 本体である協同組合の根拠法である各協同組合法に列挙されていない事業又は②' 各協同組合の定款に記載された事業以外の事業を協同組合出資会社が行った場合には、上記①②の場合と同視できるのではなかろうか。このような考え方は、次にみる第二の事項と同じく、脱法行為であるという解釈あるいは実質を重視した弾力的解釈によって導き出せるであろう。もっとも現在では各協同組合法に列挙され、協同組合が適法に行える事業は多岐にわたっている。加えて各協同組合が定款変更の手続を踏んで、協同組合出資会社を通じて行なおうとする事業を協同組合本体の定款に新たに記載することは困難でもない。更に協同組合によって差はあるが、理事会による監督・監事監査・外部監査をはじめとする監視機能が各協同組合で実際にも機能している場合も少なくない。してみれば以上で述べた第一の事項が実際に問題になることは、——少なくとも次の第二の事項と比べて——格段に少ないであろう。

第二に、員外利用（員外取引）規制である。協同組合本体で直接事業を行うと、消費生活協同組合では日常的な員外利用は原則として許されておらず（生協12条3項-5項）、農業協同組合では員外利用は原則として当該事業年度における組合員による事業利用分量の20%に制限されている（農協10条17項但書き）。そうすると協同組合本体で員外取引が（自由に）できないのなら、協同組合出資会社を設立して員外利用規制を受けずに取引しようということにもなりうる。実際にも農業協同組合が協同組合出資会社を設立する動機として、員外利用規制を受けないで事業が行えるようにすることも挙げられている<sup>10)</sup>。しかし

素朴な法感情に照らすと、協同組合出資会社であれば員外利用規制を受けないという解釈を前提とした実際界の状況には疑問を感じる人も多いのではなかろうか。これを法的視点から理由付けすると、脱法行為とも解せる。協同組合本体に禁止されている自由な員外利用を、協同組合出資会社という別の手段を使って合法性を装いつつ達成しようとしているからである。あるいは員外利用規制を弾力的に解釈し、規制の範囲内とも解せる。実質的に見ると協同組合出資会社が行う事業は協同組合事業の一部ともみなせる<sup>11)</sup> からである<sup>12)</sup>。

話をわかりやすくするために一つの協同組合が100%出資する場合を例にして記述したが、話を元に戻そう。複数の協同組合が出資して合弁会社を設立する場合である（上記協同組合ABの事例）。① AB（同じ根拠法に基づく協同組合）のいずれかが合弁会社Kの議決権の50%超を有しているとする（例えばAが70%）。このようにAがKの「経営を支配している（会社2条3号、会社則3条参照）」のであれば、——100%出資する場合と同じ理由付けで——Aが服する員外利用規制がKに及ぶとも解せる。あるいはABとも同じ員外利用規制に服するので、ABを一体として捉えてABが100%出資する会社としてABが共通して服する員外利用規制がKに及ぶとも解せる。

② ABに加えてC（ABと同じ根拠法に基づく協同組合）もKに出資している場合はどうか。ABCが3分の1ずつ出資しているとする。ABCいずれも単独ではKの「経営を支配している」とはいえず、ABCいずれかによる支配を理由にして員外利用規制が及ぶとは解せない。しかしABCとも同じ員外利用規制に服するので、ABCを一体として捉えてABCが100%出

資する会社として ABC が共通して服する員外利用規制が K に及ぶと解しうる。

③上記②において、C が AB と異なる根拠法に基づく——員外利用規制が異なる——協同組合であればどうか (例えば AB が農業協同組合、C が消費生活協同組合)。上記の考え方を推し進めると、AB を一体として捉えて AB が共通して服する員外利用規制が K に及ぶことになりそうである。そうすると AB については、AB 自らが事業を行う場合と員外利用規制の及ぶ範囲は同じである (上記①②と同じ状況)。しかし C についていうと、上記の通り日常的な員外利用は原則として許されていないにもかかわらず、合弁会社に出資することによって——利用分量の制約はあるものの——C 本体には許されていない取引の結果生じた結果の 3 分の 1 を論理的には手に入れることができる。このような結論を導く解釈が妥当であるのかは疑問もあり、更に検討を要する。

④上記②において、ABC それぞれが異なる根拠法に基づく——員外利用規制が異なる——協同組合であれば、更に⑤上記④において ABC に加えて非協同組合である D (例えば株式会社) も K に出資すれば、上記③で述べた疑問はますます深まる。

このように考えると、協同組合本体が服する員外利用規制が合弁会社に及ぶと解しうる。しかし具体的にどのような出資・支配関係があれば、どの範囲で同規制が合弁会社にも及ぶのかは明確さを欠く。とりわけ異種協同組合間における合弁事業の場合に顕著である。それゆえ協同組合が出資する株式会社をはじめとする事業体が、当該協同組合にとって員外利用となる取引をする場合一般について、明文で規制を置くべきではなかろうか。

## 5 合併

新段階でとりわけ期待されているのは、異種協同組合間の協同である (「2」)。合併に即していうと、異なる根拠法によって設立された協同組合を合併当事組合とする合併である。しかし現行協同組合諸法では、このような合併は許されていない。合併と同様の経済効果を達成しようとする、例えば次のような方法が考えられる。一つの協同組合がその事業の全部を他の協同組合に譲渡した上で、解散・清算する。譲渡組合の組合員は譲受組合に加入し、清算手続で受けた分配金を原資にして出資の払込みをする。合併の場合と異なり、譲渡組合は権利義務を個別に移転しなければならないし、組合員を丸ごと譲受組合に収容することもできないという難点がある。これに対して会社同士であれば、株式会社と持分会社 (合名・合資・合同会社) 間の合併といった異なる種類の会社間の合併も認められている (会社 748 条。749 条 1 項・751 条 1 項・753 条 1 項・755 条 1 項参照)。仮に異種協同組合も、汎用的・一般的な協同組合法を根拠法とする同じ種類の法人であるとするれば、素直に考えると両者の合併を可能とする制度設計になるであろう。もっともたとえ根拠法が異なっていたとしても、異なる種類の法形態間の合併を包括的に可能にする立法例もある。例えばドイツ組織再編法である。それによると合名会社・合資会社といった人的会社、株式会社・有限会社といった資本会社のみならず、民法上の登記済社団・相互保険会社と並んで登記済協同組合も合併当事者である「権利の担い手」になりうる (同法 3 条 1 項)。その上でこれら種々の法形態間の合併も可能としているのである (同条 4 項)<sup>13)</sup>。

協同組合と類似の活動を実際に行ってい

る特定非営利活動法人・一般社団法人・会社もあり、このような事業体との連携もなされている<sup>14)</sup>。協同の究極のあり方である合併についても、異種協同組合のみではなく、より広範な事業体が合併当事者になれるような規整をすることが望ましかろう。

## 終わりに

本稿では協同組合間の連携を広く捉え、連携・合弁事業・合併の局面における現行協同組合諸法の問題点について取り上げた。このうち合弁事業については合弁会社への員外利用規制の適用において明確さを欠く点、合併については異種協同組合間の合併ができない点を指摘した。連携については、分立協同組合法制であることが異種協同組合間の協同が進展しない理由の一つとして挙げられることが少なくない。しかしそこで具体的に主張されている障碍は、どちらかという法的障碍というよりも実際上の障碍と考えられるという点を指摘した。

地方の地盤沈下が叫ばれて久しい状況では、地域社会の活性化はもはや待ったなしの課題である。協同組合は地域社会に根付いて活動し、少なからぬ地域住民が組合員になっている。色々な協同組合が協同して協同組合運動を強化し、各協同組合は組合員の利益を超え、より広く地域社会の発展のために活動すべきことが広く主張されている。まさに協同組合原則第6原則・第7原則に沿った協同・活動である。しかし現行協同組合諸法の解釈として、各協同組合にとってこのような協同・活動が不可欠であるということは導き出せない。言い換えるとこのような協同・活動を協同組合の基

礎的概念要素とは位置付けえない。法的にみると依然として、組合員による事業利用を通じた組合員助成（奉仕）こそが同要素である（生協9条、水協4条、中協5条2項、農協7条1項ほか<sup>15)</sup>）。もちろん立法論としてこのような主張はありうるし、目を外に向けるとこのような主張に沿った新たな協同組合である社会的協同組合やマルチ・ステークホルダー型協同組合も近時登場しているのは周知の通りである。筆者もこのような近時の動きの一部をわが国でも後押しできるように協同組合法制を改編することには肯定的であるが、協同組合一般に、協同組合間の協同や地域社会への発展のための活動を法的に義務付けることには慎重である。実際界（とりわけ農協系統）がこのような協同・活動に近時前のめりになっており、これに対して学界も概ね好意的な感がある。そこでこのような状況に一石を投じ、より活発で協同組合の本質に根ざした議論の呼び水となるように、敢えて意識的に述べた次第である。

\*本研究の一部は、JSPS 科研費 15K03188 の助成を受けたものである。

【注】

- 1) 日本協同組合学会訳編『21 世紀の協同組合原則』(日本経済評論社、2000 年) 48 頁による邦訳に依拠した。
- 2) ICA 文書には例示されていないが、分割をはじめとする合併以外の組織再編の手法による協同も考えられるが、紙面の制約もありここでは取り上げない。
- 3) 日本協同組合学会訳編・前掲注(1)20 頁では「組織」と邦訳されている(英語原文では structure)。組織というとは——あくまでも語感のレベルの話であるが——参加する複数の協同組合とは別の人的・物的施設を備えた事業体を想起させる。しかし協同のあり方はそれに限らず、狭義の連携の場合もある。そこで JC 総研編『新 協同組合とは』(JC 総研、改訂版、2007 年) 92・142 頁による邦訳で用いられている「しくみ」を漢字表記して当てた(なお本書は版を重ね、最新版は第 4 版(2018 年)である)。
- 4) このように三つの軸で考えることで徒に協同のあり方の分類が複雑になるともいえる。このうちとりわけ重要なあり方のみを取り出し、①同種協同組合間の協同(水平的協同と垂直的協同)、②異種協同組合間の協同、③国際的協同組合間の協同と区分すれば、実際上は足るのかもしれない(伊東勇夫編著『協同組合間協同論』(御茶の水書房、1982 年) 71 - 74 頁〔伊東執筆〕参照)。
- 5) 伊東・前掲注(4)71 - 72 頁〔伊東執筆〕参照。
- 6) 加賀美太記「協同組合間協同の現状と展望」杉本貴志編『格差社会への対抗』(日本経済評論社、2017 年) 217 - 218 頁。
- 7) 杉本貴志「協同のコミュニティは東北から」杉本編・前掲注(6)256 - 257 頁。
- 8) 多木誠一郎「韓国協同組合基本法について——制度設計、疑問点、わが法への示唆」出口正義ほか編『企業法の現在』(信山社、2014 年) 145 頁。
- 9) 多木誠一郎『農業協同組合法』(全国農業協同組合中央会、2013 年) 76 頁。
- 10) 高田理「購買事業改革と協同会社の課題」農業と経済 70 巻 9 号 48 頁(2004 年)。
- 11) 同旨、匿名「実務相談 組合の目的と子会社の事業②」農業協同組合経営実務 72 巻 4 号 117 頁(2017 年)。本文の第一の事項についても、この匿名稿から示唆を得た。
- 12) もっとも員外利用規制は世界的には緩和される傾向にあり、わが国の協同組合諸法による同規制はかなり厳格といえる(例えば伝統的にはわが法の娘法と位置付けうる韓国農業協同組合法における同規制について、多木誠一郎「韓国農業協同組合法における準組合員・員外取引について」協同組合研究 30 巻 2 号 74 頁(2011 年))。このような傾向に照らすと、員外利用規制の範囲を協同組合出資会社に拡大することには慎重であるべきという考え方も成り立ちうる。詳しい検討は他日を期したい。
- 13) 高橋英治『ドイツ会社法概説』(有斐閣、2012 年)

462 頁。ドイツ組織再編法は合併のみならず分割・財産譲渡・法形態の変更といった組織再編全般について包括的に規整する。

- 14) 日本協同組合連携機構のホームページ (<https://www.japan.coop/cooperation/case.php>) 参照(2018 年 8 月 27 日最終閲覧)。
- 15) ドイツ協同組合法研究の泰斗である Beuthien 教授も、「社会的経済の方式による第三者又は公衆のためという目的は、ドイツ協同組合の理解によると副次的目的としてのみ追求することが許される」と述べている(Volker Beuthien, Ist die Genossenschaft eine sozialethische Veranstaltung?; in: Beuthien, Die eingetragene Genossenschaft im Strukturwandel, Marburger Schriften zum Genossenschaftswesen Band 98, 2003, S.10)。本論文は、ICA 声明に謳われ、わが国の協同組合関係者にも一般に受け容れられている協同組合の「〔社会〕倫理的価値」について疑問を呈し、組合員助成を超える、あるいはそれとは無関係な社会倫理的価値を否定する。